

三重県でもレンタル電動キックボード！

都会や有名観光地などで目にしたことや利用したことがある方もいるかと思いますが、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）のレンタルが津市や伊勢市で始まりました。

◎電動キックボード（特定小型原動機付自転車）とは

- ・運転免許不要
- ・ヘルメット着用は努力義務
- ・16歳以上であること
- ・時速20kmを超えない
- ・ナンバープレートの取得、自賠責保険への加入
- ・道路運送車両の保安基準に適合したもの など



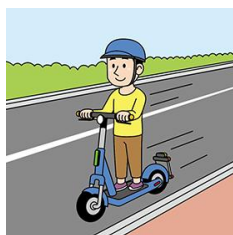
レンタルを利用するには、アプリを登録し、交通ルールについての質問に正解すると利用できることとなります。

研修センターでは、電動キックボードの研修もしています。電動キックボードにも様々な交通ルールがあります。

- ・道路は、どこを走ればいいのか？
 - ・信号は、歩行者用、車両用のどちらを見ればいいのか？
 - ・歩道を通行する場合は、どうすればいいのか？ などなど
- みなさん、わかりますか？



私たち指導員も研修をするために電動キックボードに屋内コースで乗車して特性やルールについて研修していますが、特性やルールを知っているからこそ、公道で車や歩行者のいる中を走行する難しさを感じています。



電動キックボードは、楽しい乗り物です。これからの季節、爽快に乗れるでしょう。快適にスーッと(^.^)v

でも楽しいからといって自分勝手に乗っていると、自分自身も周囲の車や人もとても危険です！しっかりルールを守ってください。

これから電動キックボードを見かけることも増えてくると思います。今までになかった思いがけない動きをすることもありますので、電動キックボードを見かけた場合は、不意の動きにも対応できる運転を心がけてください。

電動キックボードの研修もありますので、企業・団体の申込みをお待ちしております。みんながルールを守り、マナーをもって安全運転をしてくださいね。

